

(第一類 第十六号)

第一回國會 衆議院 財政及び金融委員會會議錄第三十一号

(六五四)

昭和二十二年十一月一日(土曜日)

午前十一時四十八分開議

出席委員

委員長代理 田中晴 敏君

理事 梅林 時雄君 理事 田中右二門君

理事 塚田十一郎君 理事 葉梨新五郎君

川合 彰武君 川島 金次君

河井 榮藏君 佐藤觀次郎君

田中織之進君 西村 榮一君

林 大作君 松尾 トシ君

八百板 正君 細川八十八君

松田 正一君 青木 幸義君

島村 一郎君 周東 英雄君

鈴木 正文君 吉米地英後君

井出 太郎君 内藤 友明君

石原 登君 河口 陽一君

出席政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君

委員外の出席者

専門調査員 園地與四松君

専門調査員 氏家 武君

専門調査員 氏家 武君

十月二十四日

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七七號)

十月二十七日

補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出)(第七八號)

すき入紙製造取締法案(内閣提出)(第七九號)

の審査を本委員會に付託された。

十月二十二日

元軍用施設並びに敷地等拂下の請願(萬田五郎君紹介)(第九四七號)

在外私有財産國家補償等の請願(村瀬宣親君外五名紹介)(第九六九號)

第一類第十六号

財政及び金融委員會會議錄

第三十一号

昭和二十二年十一月一日

引揚者の國內諸債権取扱に關する請願(齋藤光君紹介)(第九七〇號)

十月三十一日

會根村の元海軍用地拂下の請願(守田道輔君紹介)(第一〇二二號)

漆器の物品税軽減の請願(原孝吉君紹介)(第一〇二五號)

業務用酒類販賣許可の請願(中野四郎君紹介)(第一〇二九號)

燒酎製造許可の請願(伊瀬幸太郎君紹介)(第一〇四二號)

庶民金融機關整備確立に關する請願(川合彰武君紹介)(第一〇四五號)

自給製鹽制度存続の請願(石原登君外九名紹介)(第一〇六四號)

の審査を本委員會に付託された。

十月二十三日

漆器類の物品税免税點引上又は税率引下に關する陳情書(會津若松商工會議所會頭林平藏外一名)(第四三四號)

燃料對策より見たる内地天日製鹽實施に關する陳情書(廣島縣鹽田郡南生田村山本善之助)(第四五〇號)

給與所得者を同居親族に持つ營業所得者の減税に關する陳情書(長野縣諏訪市東神町土橋富雄)(第四五一號)

酒税増徴並びに酒酒密造に關する陳情書(福島縣會津若松新成猪之吉)(第四五六號)

自給製鹽制度の存続に關する陳情書(千葉縣自給製鹽協會會長秋山盛一)(第四六〇號)

生業資金に關する陳情書(高知縣廳)

内社團法人海外引揚者高知縣更生聯盟理事長馬場敬春(第四八一號)業務用酒類販賣に關する陳情書外一件(愛知縣豐橋市花田町愛知縣飲食業組合連合會長松澤庄一)(第四八七號)を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件

失業保險特別會計法案(内閣提出)(第六三號)

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第七七號)

補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出)(第七八號)

すき入紙製造取締法案(内閣提出)(第七九號)

○中崎委員長代理 これより會議を開きます。

この際委員長より政府側に對して一言注意を申し上げたいと思ひます。財政及び金融委員會はきわめて重要な委員會であります。とかく政府側において、大臣等の出席が非常にまれなやうに見受けられるわけでありまして、これから重要法案の審議の上において、いろいろと支障を感ずる場合があるものであります。今後できるだけ勉勵して、この委員會にも出席していただくやうに御注意したいと思ひます。

なお本日は時間が相當遅れまして、委員の側においても早くから出てこられた方も大分あるやうであります。時間が遅れて現在非常に少數になつておるわけでありまして、委員の御反対ができておられるだけ勝つ合はせ、この委員會に出席されんことを希望して、おつた次第であります。

○川合委員 本日からタバコが非常に大幅に値上りしたわけでありまして、タバコの専賣益のみで約九十億の歳入といふことになつております。本来タバコの値上、あるいはまた鐵道運賃の値上等は財政法の規定に基いて國會にかけらるべき性質のものであります。また財政法にその部分の事項がないといふ關係上、國會に議案としてあつてはまた法案として上程されないとはいふわけでありまして、しかし事の重大性に鑑みて、かかる場合に際しては政府はこれを國會に一應了解を求めるといふやうなことを、お考えにならなかつたのか、こつこつとすることについて政府の所見を伺いたいと思ひます。

○小坂政府委員 川合さんの御質問の點はまことにこつこつとでもありまして、實は政府委員としては追加豫算の決定が非常に遅延してまいつた。一方追加豫算の決定が遅れば遅れるだけ、政府の獨占價格によつて歳入を得ておる面の歳入が減つてくる。この間の調整に考慮をいたしておつたのであります。ところが、よくよくこのほど内閣におきまして追加豫算案を決定いたしました。そのうちタバコの値上げの占むる割合といふのは、たゞいま御質疑の通り二百五十九億といふ、きわめて大きいものであります。これを日割りにいたして考えてみますと、一日にして大

肆十億入千圓くらいに相なるのであります。われわれとしてはタバコあるいは鐵道、通信の料金といつたやうな國民生活にきわめて影響の多いものについては、これはたゞいま施行されておられませんけれども、財政法第三條の精神を尊重して、國會の御意思を尊重して、その同意に御承認によつて決するといふ氣持を活かしたいといふふうには、當然考えておるわけでありまして、しかしながらたゞいま申し上げましたやうな理由で、事は非常に追つて来ておりました。われわれとしてその間をいかに調整するかといふことを考えてしたのであります。現在のところ經濟状態が非常に緊急事態であるといふことは考えなければならぬ。この緊急事態に國會の御承認を得るということを、獨占價格についていたしておりますと、その歳入はどん／＼減つていく。一方支出の方はなか／＼減る様相を呈して來ないといふことになりまして、國家財政全般の影響も考えられますので、精神は活かしたがい、實際には緊急事態の存する間は困難が多い。またタバコとか鐵道、通信といふことのみならずこれを限定いたしませんで、もつと廣く考えれば、國民生活に關連のある米、鹽、あるいは酒もすべて國會の同意を得る。あるいは石炭、肥料、さういつたものまでも、臨時物資需給調整法というものがあつた間は、政府が物價統制令で統制しており、一元的に國權をもつておる統制の價格は一體全部國會の承認を得る必要が

認められるのじやないかというように
こともしろく考えられてまいりまし
て、この精神を活かしていくことにど
うしても徹しなければならぬと思いま
すが、實際問題として今申し上げたよ
うな困難があるというので、われわれ
としては追加換算が決定いたしました
後において、ただちに各黨に伺いまし
て、政務調査會の皆様方を十分にお話
合いを申し上げて、追加換算の内情を
申し上げる際にタバコの問題に觸れ
る。そうして特別にそこで御反對がな
ければ、これはもう政府の責任におい
て今回もしていただくというところで
考えたのであります。その決定して以
後、財政金融委員會が開かれておりま
すれば、至急御報告申し上げるべきで
あつたのであります。實は昨日參議
院の方で豫算委員會がたま／＼ござい
ましたから、その席を拜借いたしまし
て私から事情を申し上げさせていただきました
のであります。しかしながら當院
におきましては、その機會に恵まれま
せんでしたので、本日川合さんから御
指摘いただきました、たいへん恐縮い
たしておるような次第であります。わ
れわれとしても非常は苦慮しおあげく
のものであります。その點は國會に
おいて御決議もいただきまして値上
げをするということになれば、最もよ
ろしいことかと考へるのであります
が、どうも四圍の事情がそのようにま
いりませんでしたので、一應今回はこ
ういうことになりました。さらに今後
の措置であります、今後は財政法を
できるだけ早く施行いたしまして、今
私が申し上げましたような趣旨で緊急
な經濟事態の存する間は、一應政府に
國會が權限を與えてくださるような法

律でもつくつていただきましたなら
ば、いわゆる緊急事態に應じてプロン
プアクションといえますか、速度の早
い行動を常々とつていくことができま
すので、非常に望ましいことではない
かと考へておるわけでありませう。

○川合委員 ただいまの御説明によつ
て、われわれはその意を了とし、政府
の責任において今回のタバコの問題を
處理するに、政府がきわめて明確
なる責任を負つたという點において
は、むしろ敬意さえ表したいと思つて
あります。ただいまのお答に
よりますならば、今後の日本の産業の
經濟の狀態が、依然として緊急事態の
持續というようにみなされる。そこで
獨占價格、わけて政府の專賣あるいは
それに類するものものに對して、獨
占價格の物品に對する價格統制の權能
を、ほとんど委任立法的なものを認め
て欲しいというふうなサゼッションが
あつたのであります。これに對して
腹案でもあつたならば、この機會にわ
れわれに示していただきたい。

○小坂政府委員 われ／＼といたしま
してはこの緊急事態を乗切するために必
要な措置を、政府に委任していただく
というふうなことは、非常に責任の重
大なことでもあります。政府におい
て決定いたしましたも、もちろんそ
れは政府が一方的にやるのではなくし
て、常設せられております。こういつた
常任委員會の御意見を伺つて、
その意を體しながら決定いたしてい
たい、こういふ意味で考へておるので
あります。ただいまのところその方法
等について、委任立法的な腹案でもあ
るかという御質問でございます。重要
が、われ／＼として實は國內の重要

物資の價格あるいはその需給調節等に
ついて、經驗と關心をもつておる方面
の意向をいろいろ研究しながら、この
問題を考へておるのであります。ただ
いまのところ明確な腹案はございま
せんが、統局現在の緊急事態の存する間
に限つて、財政法第三條に規定する價
格は、そのたびごとに法律の定めまた
は國會の議決を経なくてもこれを決定
し、または改訂することができるとい
うような趣旨の立法を決定いたしま
して、責任においてやつていく。ただ
その責任においてやるということには、
政府がそれをやるに對して誤つた措置
をとつたならば政府の責任であります
から、國民の彈動を受けるという覺悟
の下にやるということになると考へて
おります。

○川合委員 現在の日本の税體系をみ
た場合において、專賣益金の占むる割
合というものはきわめて高率なものが
あるのであります。われ／＼は直接
税の收入はある程度です。境界點に達
している、どうしても間接税に依存せ
ねばならないということ、わけて專賣
益金によつて財政を賄うということが
考へられるわけでありませう。今回の
追加換算を含めた全歳入の上におい
て、專賣益金の占める率といふものは
相當高度に見込まれているわけであり
ますが、政府としてはこういふふうな
專賣益金の全歳入に占むる割合の限度
は、どの程度のものか最高限度である
というふうな見通しをもつておられる
か、この機會に承つておきたい。

○小坂政府委員 ただいまの租稅體系
の上において一番缺陷と思はれるもの
は、この委員會においても隨時御指摘
になりました。また私も痛感した

しておりますように、實際徵稅します
第一線の力が非常に弱體化しております
ものと、現在の一般の國民心理という
ものが相當不健全なものになつており
まして、この國民心理を健全化し、ま
た第一線の徵稅能力、これは稅務官吏
の待遇を改善していただく、それから
嚴罰主義をとつて滞納については相當
きつい處罰をするとか、あるいは第三
者に通報制を認めるというふうなこと
で、廣く國民全般の納稅思想の高揚等
によつて直接税をもう少し政府の意の
ままに獲得し得るような態勢をつくら
なければならぬと思ひます。できれば
間接税といふものは、これはやはり大衆
課税的な性質になりますので、この間
接税が大幅に伸びるということは望ま
しくございません。これを極力切詰る
ように考へております。今回の税制に
おきましては、大體直接税が七割、間
接税が三割、もう正確に申し上げますと、
直接税が六割四分に對して、間接税が
三割七分くらい、その程度になつてお
ります。ただこれを專賣益金を間接税
の中に入れてまいりますと、四割七分
と四割六分くらいに間接税の占むる
割合が膨脹してまいります。今回タバ
コの値上げをいたしましたにつきまし
て、大藏當局いたしましたしは極力値
上げは避けたい、當初においては全然
上げない案でありましたが、いろいろ
の経緯を経まして御承知のように配給
タバコの値段だけは上げずに済みまし
たが、自由販賣のタバコの値段は相當
大幅に上るようになったわけでありま
す。しかしながらこれは結局鐵道なり
郵便などの特別會計におきまして、こ
れを獨立採算制をとらせるといふこと
にいたしましたために、この尻がタバ

コの方に鐵寄せられたというふうな結
果でありまして、鐵道の五十億、郵便
の二十五億圓、合計して七十五億圓と
いふものをタバコの値上げによつてか
ぶつたという恰好になつております。
私どももいたしましては、これは今回
の事態に限つての措置でありまして、
こういふように、他の部面のものをお
る特定の部面ががぶるといふことは常
則できないと考へますので、この程度
にいたして今後は間接税はあまり伸ば
したくない。殊にタバコのような一般
の勤勞大衆が唯一のリフレクシオンメ
ントを考へておるような物は、極力あげ
ることを避けて、一方郵便、鐵道のよ
うな特別會計をできるだけ健全な合理
化した形のものにして、その方の會計
から出る赤字が國民の負擔となつて國
民經濟部面を壓迫することのないよう
に、極力努めたい。かように考へてお
ります。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

これより失業保險特別會計法案、金
融機關再建整備法の一部を改正する法
律案、補助貨物損傷等取締法案、すき
入紙製造取締法案を十括議題といたし
ます。まず政府の説明を求めます。

失業保險特別會計法案
第一條 失業保險法による失業保險
事業を經營するため、特別會計を
設置し、その歳入を以てその歳出
に充てる。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

○中崎委員長代理 川合君に御相談い
たしますが、これから政府の提案の説
明を讀みたいと思ひますので、質疑は
次にされたいと思ひます。取あえず提
案理由を説明してもらいたいと思ひま
す。

第二條 この會計は、勞働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計においては、保險料、一般會計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雑収入を以てその歳入とし、保險金、保險施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この會計において保險金を支辨するため必要があるときは、この會計の負擔で、借入金をすることができ。

第五條 勞働大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫算計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第六條 この會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを款及び項に區分する。

第七條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出豫算計算書

二 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表

三 前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借対照表

第八條 この會計において支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第九條 この會計において支拂上現金に不足があるときは、この會計の負擔で一時借入金をすることができ。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に關する事務は、大藏大臣が行う。

第十一條 勞働大臣は、毎會計年度、歳入歳出計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作成し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、當該年度の損益計算書、貸借対照表、當該年度末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添附しなければならない。

第十三條 この會計において決算上剩餘金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

この會計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この會計の積立金は、國債を以て保有し、又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この會計において、支拂義務の生じた歳出金で、當該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出豫算は、これを翌年度に繰り越しして使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大藏大臣の承認を経ることを要しない。

勞働大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

附則

第十七條 この法律は、昭和二十二年十月一日から、これを施行する。

第十八條 第一條中、失業保險法による失業保險事業には、失業手当金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中、保險金には、失業手当法による失業手当金及び失業保險金を含むものとする。

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

金融機關再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項第三號中「勅令の定めるところにより」を削り、同條第五項を削る。

第二十五條の二 前條第一項第三號の規定により各株式につき拂込をなすしめる金額は、各株式につき

計算された確定損の整理負擔額から當該株式の拂込済金額を控除した金額を超える金額でなければならない。但し、當該株式の未拂込金額を超えることができない。

第二十五條の三 資本の減少を行はなければならない金融機關で株券(出資證券及び基金證券を含む。以下同じ)を發行してあるものは、第二十七條第一項の認可を受けた後、第二十八條第一項の公告とともに、當該金融機關の確定損を負擔すべき株主又は當該株主の株式に質權を有する者で株主名簿(出資者名簿その他これに準ずるものを含む。以下同じ)に記載のある者は、その株券を一定期間内に當該金融機關に提出すべき旨を公告しなければならない。

前項の期間は、一箇月以上二箇月の範囲内で、これを定めなければならない。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少は、第二十七條第一項の認可を受けた最終處理方法書(以下決定最終處理方法書といふ)に定めるところにより未拂込株金(未拂込出資金を含む。以下同じ)の拂込をなすしめる金融機關(以下未拂込株金徴収金融機關といふ)については第二十五條の五第一項の拂込期日、その他の金融機關については第一項の期間満了の日(株券を發行してあるものについては新勅定及び舊勅定の區分の消滅の日)において、その效力を生ずる。

第二十五條第一項第三號の規定による資本の減少があつた場合において交付すべき新株券は、第一項の規定により提出のあつた株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五條の四 未拂込株金徴収金融機關は、決定最終處理方法書に定めるところにより未拂込株金の拂込をなすしめる株式について、第二十七條第一項の認可を受けた後遅滞なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者(指定時において第五十七條第一項に規定する金融機關以外の金融機關の株主として株主名簿に記載された者)について相續又は分割若しくは合併のあつた場合においては、その一般承継人(以下指定時株主といふ)以外の株主(指定時株主でその後株主ならざることなり當該株式を再び取得した株主を含む)に對し、前條第一項の期間(株券を發行してある金融機關に對しては、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範囲内でその定めたる期間)内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に對し、株主がその拂込をしないときはその催告は效力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利

定により提出のあつた株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

定により提出のあつた株券につき、これに記載された一株の金額その他の事項に所要の変更を加へたものを以て、これに充てるものとする。

第二十五條の四 未拂込株金徴収金融機關は、決定最終處理方法書に定めるところにより未拂込株金の拂込をなすしめる株式について、第二十七條第一項の認可を受けた後遅滞なく、指定時において株主として株主名簿に記載された者(指定時において第五十七條第一項に規定する金融機關以外の金融機關の株主として株主名簿に記載された者)について相續又は分割若しくは合併のあつた場合においては、その一般承継人(以下指定時株主といふ)以外の株主(指定時株主でその後株主ならざることなり當該株式を再び取得した株主を含む)に對し、前條第一項の期間(株券を發行してある金融機關に對しては、第二十八條第一項の公告の日から一箇月以上二箇月の範囲内でその定めたる期間)内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告し、同時に、その株主及びその株主の株式につき株主名簿に質權者として記載された者に對し、株主がその拂込をしないときはその催告は效力を失ひその株主はその株式につき株主の權利を失ふ旨を通知しなければならない。

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利

前項の場合において、同項の規定による催告を受けた株主が同項の規定による拂込をしないときは、その催告は效力を失ひ、その株主はその株式につき株主の權利

を失ひ、その株式は、前項の期間満了の時において、指定時株主未指定時において信託法第三條第二項の規定により株主名簿に信託財産である旨の記載のあつた株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社又は信託業務を兼營する銀行の指定時における信託勘定の新勘定に歸する資産の目録に記載のあつた株式については、その際その株式につき信託の委託者であつた者（以下同じ。）に歸屬する。但し、第五十七條第一項に規定する金融機關の指定時株主がその會員又は組合員の資格を有しない者であるときは、その株式は、當該未拂込株主金徵收金融機關に歸屬する。

前項本文の規定により株式が歸屬すべき者が存しないときは、その株式は、當該拂込株主金徵收金融機關に歸屬する。

第二十五條の五、未拂込株主金徵收金融機關は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間以内、決定最終處理方法書に定めるところにより拂込期日を定め、株主（前條第一項の規定により拂込のあつた株式の株主及び外國に住居を有する指定時株主を除く。）に對し、未拂込株金の拂込をなすべき旨を催告しなければならぬ。

前項の場合において、前條第二項の規定により株式の歸屬した指定時株主（指定時株主でその後株主たらしむることとなり當該株式を再び取得した株主を除く。）に對する催告は、指定時においてその株式

の株主として株主名簿に記載された者に對し、株主名簿に記載されたその者の住所に宛てて、これをなせば足りる。但し、指定時株主がその氏名及び住所を金融機關に通知したときは、この限りでない。

第一項の拂込期日は、第二十五條の四第一項の期間満了後二週間を経過した時から一箇月以上二箇月の範圍内で、これを定めなければならない。

金融機關又は會社經理應急措置法の特別經理會社（會社經理應急措置法第三十九條の規定により、同法の規定を準用される者を含む。以下特別經理會社という。）が、左の各號に掲げる株式について、第一項の規定により未拂込株金の拂込をなすべき旨の催告を受けた場合において、同項の拂込催告が當該金融機關（第二號の株式については同號の金融機關、以下本條中同じ。）の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日が當該特別經理會社（第二號の株式については同號の特別經理會社、以下本條中同じ。）の舊勘定及び新勘定の併合（舊勘定のみに設ける特別經理會社については舊勘定の廢止、以下同じ。）の日以前になされたときは、當該株主に對する拂込期日は、同項の規定にかかわらず、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日又は當該特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日後一箇月を経過した日とする。

一 金融機關又は特別經理會社の所有する株式、但し、信託法第三條第二項の規定により株主名

簿に信託財産である旨の記載のある株式又は金融機關經理應急措置法第八條第一項の規定により公證人の認證を受けた信託會社（信託業務を兼營する銀行を含む。）の指定時における信託勘定の新勘定に歸する資産の目録に記載のある株式（以下信託株式といふ。）を除く。

二 信託株式で、金融機關又は特別經理會社がその信託の委託者であるもの。

第二十五條の六、前條第一項の規定により催告があつた株式が左の各號の一に該當するものである場合において、その株主が拂込期日までに拂込をしないときは、その株主は、同項の催告に係る株金（出資金を含む。以下同じ。）拂込の義務を免れるとともに、拂込をしないその株式につき株主の權利を失ふ。

一 法人（國を含む、相続人のあることが明かでない場合において法人とせられた相続財産を除く。以下同じ。）以外の者の所有する株式

二 閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關（以下閉鎖機關という。）の所有する株式

三 信託株式で、前二號に掲げる者がその信託の委託者であるもの

第二十五條の七、第二十五條の五第一項の規定により催告があつた株式が、前條各條に掲げるもの以外のものである場合において、その株主が拂込期日まで拂込をしないときは、未拂込株主金徵收金融機關

は、その株主が未拂込株金の拂込をしない株式を、競賣法の規定に従ひ競賣し、又は他の方法により賣却することができる。この場合において、損害賠償及び定款を以て定めた違約金の請求をなすことは、これを妨げない。

商法第二百四十四條第二項及び第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）は、前項の場合に、これを準用する。

商法第二百九十二條及び第二百九十三條並びに非訟事件手續法第三百三十五條ノ二十四及び第三百三十五條ノ四十三乃至第三百三十五條ノ四十六の規定は、未拂込株主金徵收金融機關が第一項の株主に株金の拂込をなさしめる場合に、これを準用する。

第一項の規定により競賣をなすもその結果を得られなかつたとき又は相當の期間内に同項の規定による賣却をなさなかつたときは、未拂込株主金徵收金融機關は、同項の株主に對しその旨を通知することができる。

前項の通知があつたときは、當該株主はその權利を失ふ。この場合においては、商法第二百四十四條第三項の規定（讓渡人の責任に關する部分を除く。）を準用する。

第二十五條の五第二項の規定は、第四項の通知に、これを準用する。

第二十五條の八、第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が金融機關である場合において、當該金融機關に對し第二

十四條第一項第七號又は第九號の規定の適用があるときは、その催告あつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに區分しその區分の異なるごとに、同項第七號又は九號の規定により確定額の整理負擔額を計算し、その計算額を當該區分に屬する株式の一株當り拂込催告額で除して得た數（一未滿の端數があるときは、その端數は切り上げる。）の當該區分に屬する株式について、その株主は、當該金融機關の新勘定及び舊勘定の區分の消滅の日において第二十五條の五第一項の催告に係る株主拂込の義務を免れるとともに、株主の權利を失ふ。この場合においては、同項の規定による催告のあつたその他の株式に係る株主拂込請求額は、第二十五條第三項の規定にかかわらず、消滅しない。

前項の場合において、當該株主がいづれの株式について株主の權利を失ふかを確定するために必要な事項は、主務大臣がこれを定める。

第二十五條の九、第二十五條の五第一項の規定により催告を受けた株主（信託株式についてはその委託者）が特別經理會社である場合において、當該特別經理會社に對し企業再建整備法第十九條の規定の適用又は準用があるときは、その催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに區分し、當該區分に屬する株式の數に同法第十八條

の決定整備計畫に定める同法第六
條第十號の割合を乗じて得た數
（「未納の端數があるときは、そ
の端數は切り上げる。」の當該
區分は屬する株式について、その
株主、當該特別經理會社の舊勸定
及び新勸定の併合の日（同法第三
十六條第一項第一號及び同號の規
定を適用する場合の特別經理會社
が舊勸定及び新勸定の併合の日
後整備計畫の全部の實行を終る
日前にその催告を受けた場合に
おいては拂込期日）において、第
二十五條の五第一項の催告に係る
株主の權利を失ふ。）
前條第二項の規定は、前項の場
合に、これを適用する。
第二十五條の十 企業再建整備法の
特別經理株式會社（同法第五十二
條の規定により同法の規定を適用
される者を含む。）の發行する株
式のうち企業再建整備法第十二條
の規定に基づく命令の定めるところ
により金融機關が株主の權利を失
つた株式以外の株式に係る株主
の權利を、第二十五條第三項の
規定にかかはらず消滅しない。
第二十五條の十一 金融機關（金融
機關が信託の委託者である場合に
おける信託株式については受託者）
が當該金融機關（金融機關が信託
の委託者である場合における信託
株式については委託者たる金融機
關以下本條中同じ。）の新勸定及び
舊勸定の區分の消滅後に、第二十
五條の五第一項の規定により催告
を受けた場合において、當該金融
機關に對し前に第二十四條第一項
第七號又は第九號の規定の適用が
あつたときは、若し當該催告が當
該金融機關の新勸定及び舊勸定の
區分の消滅前であつたならば、第
二十五條の八第一項の規定により
その株主が株主の權利を失ふべき
であつた株式について、その株主
は、その拂込期日において、第二
十五條の五第一項の催告に係る株
主の權利を免れるとともに、
株主の權利を失ふ。
第二十五條の八第二項の規定
は、前項の場合に、これを適用す
る。
第二十五條の十二 特別經理會社
（特別經理會社が信託の委託者で
ある場合における信託株式につい
てはその受託者）が、當該特別經
理會社（特別經理會社が信託の委
託者である場合における信託株式
については委託者たる特別經理會
社以下本條中同じ。）の舊勸定及
び新勸定の併合の日（企業再建整
備法第三十六條第一項第一號及び
同號の規定を適用する場合の特別
經理會社については整備計畫の全
部の實行を終つた日以下本條中同
じ。）後、第二十五條の五第一
項の規定により催告を受けた場合
において、當該特別經理會社に對
し前に同法第十九條の規定の適用
又は適用があつたときは、若し當
該催告がその舊勸定の併合の日前
にあつたならば第二十五條の九第
一項の規定により當該特別經理會
社が株主の權利を失ふべきであつ
た株式について、その株主は、そ
の拂込期日において、第二十五條
の五第一項の催告に係る株主の
權利を免れるとともに、株主の
權利を失ふ。
第二十五條の八第二項の規定
は、前項の場合に、これを適用す
る。
第二十五條の十三 第二十五條の六
乃至第二十五條の九又は前二條の
規定により株主がその權利を失つ
た株式は、株主がその權利を失つ
た日において、未拂込株主金徴収金
融機關に歸屬する。
閉鎖機關が第二十五條の六の規
定により株主の權利を失つた株式
について、主務大臣の指定する日
までに、第二十五條の五第一項の
規定による當該株式の拂込催告額
に相當する金額を提供してこれを
買ひ受けることを申し出たとき
は、未拂込株主金徴収金融機關は、
その金額を以て、當該閉鎖機關に
その株式を譲渡しなければなら
ない。
第一項又は第二十五條の四第二
項但書若しくは第三項の規定によ
り未拂込株主金徴収金融機關に歸屬
した株式は、前項に規定する株式
については同項の規定により主務
大臣の指定する日後、その他の株
式については當該金融機關に歸屬
した日後の相當の時期に、決定最
終處理方法書に定めるところによ
り、競賣その他の方法により、こ
れを處分しなければならない。第
二十五條の四第二項本文の規定に
より、未拂込株主金徴収金融機關
に歸屬した株式がある場合におい
て、その株式についても、また同様
とする。
第二項の規定する株式について
は、同項の規定により主務大臣の
指定する日以前に處分をなすも、
その處分は效力を有しない。
第二十五條の十四 閉鎖機關が第二
十五條の六の規定により株主の權
利を失つた場合においては、商法
第二百四十一條第二項の規定にか
かはらず、未拂込株主金徴収金融機
關は、前條第一項の規定により當
該金融機關に歸屬した株式につい
て、同條第二項の規定により主務
大臣の指定する日（同日以前に閉
鎖機關に譲渡された株式について
は、その譲渡のあつた日）まで、
議決権を有する。
前項の場合においては、未拂込
株主金徴収金融機關は、主務大臣の
定めるところにより、同項の株式
について、その議決権の行使を、
閉鎖機關令第九條の規定による當
該閉鎖機關の特殊整理人に委任し
なければならぬ。この場合にお
いては、當該特殊整理人は、その
委任を受けることを拒むことがで
きない。
第二十五條の十五 第二十五條の四
第二項の規定により株主の權利を
失つた者がその權利を失つた株式
を有償で取得した者である場合に
おいては、當該株主は、當該株式
の譲渡人（その者が指定時におけ
る信託株式の委託者であつた場合
においてはその委託者以下同じ。）
に對し、當該株式の對價に相當す
る金額の返還を請求することができる。
但し、當該株式を有償で取
得した者が左の各號の一に該當す
る場合は、この限りでない。
一 法人
二 證券取引法第十五條の規定に
よる證券業者
三 當該株式について第二十五條
第十項第三號の規定による未拂
込株金の拂込の催告のあるべき
ことを知ることができ得る地位に
ある者で命令の定めるもの
前項の場合において譲渡人が當
該株式の對價に相當する金額を返
還したときは、その者は、當該株
式を有償で取得した者である場合
に限り、當該株式の譲渡人に對
し、その者が請求に應じて返還し
た金額の範圍内において、當該株
式を取得した場合における對價に
相當する金額の返還を請求するこ
とができる。但し、指定時株主又
は前項但書第一に該當する者
で昭和二十二年五月十三日以後當
該株式を譲渡した者は、その對價
に相當する金額の返還を請求する
ことができない。
第一項の規定による請求權は、
その株主の權利を失つた日から、
前項の規定による請求權は、請求
に應じて返還をなした時から、一
年間これを行はざれば、時効
によつて消滅する。
第二十五條の十六 第二十五條の四
第一項又は第二十五條の五第一項
の規定により拂込の催告を受けた
株主は、商法第二百條第二項の規
定（これに準ずる他の法令の規定
を含む。）にかかはらず、株金の
拂込につき相殺をなすことができ
る。
第二十五條の四第一項又は第二
十五條の五第一項の規定により拂

第一類第十六号 財政及び金融委員會會議録 第三十一号 昭和二十二年十一月一日

込の催告を受けた株主が未拂込株主金徴収金融機関に對する債權(當該債權に對する債務が當該金融機関の舊勘定に屬するものであるときは、金融機關經理應急措置法第十六條但書の規定により辨済することのできるものに限る。)で擔保の目的たるもの以外のものを有するときは、その辨済期前において、未拂込株金の拂込につき、その債權を以て相殺をなすことができる。この場合においては、當該債權及び未拂込株金の拂込請求權は、相殺の意思表示をなした時において、その對當額につき消滅する。

商法第二百五條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に、これを準用する。

未拂込株金の拂込請求權その他主務大臣の指定する債權は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、これを以て、株金拂込につき相殺をなすことができない。

未拂込株金徴収金融機関は、相殺により消滅した債務(舊勘定に屬するものを除く。)の額に相當する金額を、新勘定の舊勘定に對する債として整理しなければならぬ。

第二十五條の十七 未拂込金徴収金融機關の株主は、株金の拂込に代へ、當該金融機關に、國債、地方債その他主務大臣の指定する有價證券を交付することのできる。この場合においては、その交付は、株金の拂込と同一の效力を有する。

前項の場合における國債、地

方債その他の有價證券の評價額は、主務大臣の定めるところによる。

第二十五條の十八 第二十五條第一項第三號の規定による拂込の場合に關しては、商法第二百三十三條乃至第二百四十條の規定は、これを適用しない。

第五十三條の二 金融機關經理應急措置法第二十二條第二項の規定により認可を受けて解散した株式會社たる金融機關(以下解散金融機關といふ。)の清算人は、商法第四百十九條に規定する財産目録及び貸借對照表を作成するについては、新勘定の資産及び負債に關するものを作成し、同法第四百二十一條及第四百二十二條第一項の規定による債權申出の催告をするに關しては、新勘定に屬する債務に對する債權(解散後舊勘定から移し換へられたものを除く。)を有する者に對してなせば足りる。

第五十三條の三 金融機關經理應急措置法第十六條及び第十七條の規定は、解散金融機關の新勘定に屬する債務に、これを準用する。

第五十七條の二 前條第一項に規定する金融機關の會員又は組合員が、第二十五條の四、第二十五條の六乃至第二十五條の九、第二十五條の十一又は第二十五條の十二の規定により出資者の權利を失ひ當該金融機關の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、その出資者の權利を失つた日から六箇月を限り、資金の貸付施設の利用その他當該金融機關の會員又は組合員の受ける利益と同様の利益

を受けることができる。

附則第二項の次に次の一項を加へる。

第二十五條の十五の規定の適用については、有價證券取締法第一條に規定する有價證券業を営む者は、證券取引法第十五條の規定の施行されるまでの間は、これを第二十五條の十五第一項但書第二號に規定する者とみなす。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

補助貨幣損傷等取締法案
補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶしてはならない。

補助貨幣は、これを損傷し又は鑄つぶす目的で集めてはならない。

第一項又は前項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和十五年大藏省令第四十號(補助貨幣のしゅう集、鑄つぶし又は損傷の取締に關する省令)は、これを廢止する。

すき入紙製造取締法案
すき入紙製造取締法案
黒くすき入れた紙又は政府紙幣、日本銀行券、公債證書、收入印紙その他政府の發行する證券にすき入れたある文字若しくは畫紋と同一若しくは類似の形態の文字若しくは畫紋を白くすき入れた紙は、政府又は政府の許可を受けた者以外の者は、こ

れを製造してはならない。

前項の規定に違反した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

すき入紙製造取締規則は、これを廢止する。

○小坂政府委員 それでは失業保險特別會計法案の提案の理由を御説明申し上げます。

目下本院におきまして失業保險法案の御審議を願つておるのであります。同法案に基きます失業保險事業の經理につきましては、政府管掌の各種の保險事業における同様に、失業保險事業に關する歳入歳出はこれを特別に經理して、その收支を明確ならしむることが適當であるかと存じますので、これがために新たにこれに關する特別會計法を制定する必要があるとあります。なお同じく本院におきまして御審議を願つております失業手當法に基き政府の行います失業手當金及び失業保險金支給の事業につきましても、その歳入歳出の經理はその性質上本特別會計において併せ行ふことといたしたのであります。以上の理由によりましてこの法律案を提案いたしました次第でございます。何とぞ御審議の上速やかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に金融機關再建整備法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の法律案は金融機關の再建整備に伴います未拂込資本金の徴収及び

再建整備中に解散いたしました金融機關の措置に關して、新たに規定を設けることといたしたのであります。金融機關の最終處理をなすにあたりまして株主に確定損を負擔させる場合において、もし資本金に未拂込金があれば、これを徴収しなくてはならないことになつておるのであります。この場合未拂込資本金の徴収につきまして再建整備の趣旨に則りまして、かつ株主側の事情をも考慮いたしまして、商法の一設原則によることなく、特別の手續によることといたしたのであります。その骨子は大体次の三點にあります。第一點は未拂込資本金の拂込の責任は、指定時すなわち昭和二十一年八月十一日午前零時、この指定時の株主がこれを負うということであり、従つて指定時に株主であつた者及び指定時後新たに株主となつた者には責任がないこととなります。ただ指定時後の新株主が拂込に應じたい場合には、拂込をなし得る總會は與へてあります。指定時後の新株主が拂込に應じなかつた場合は、その新株主は失權し、その株式は指定時の株主に歸屬し、これに對し拂込催告が發せられます。

第二點は、指定時株主の責任は、その株主が個人であるか法人であるかによつて、責任の態様を異にしてゐることとあります。すなわち個人及び閉鎖機關は失權によつて拂込債務を免れることができますが、閉鎖機關以外の法人は、拂込債務を免れることができません。もちろん法人の中には金融機關または特別經理會社たる法人もあるわけでありまして、これらのものの未拂込資本金の拂込債務は舊勘定に屬することとなりますから、再建整備

の一般原則に従つて、打切り整理せらるることは當然であります。

第三點は、指定時後の新株主が、その株式の取得にあつて、再建整備による未拂込資本金の拂込徴収のあるべきことを豫想しなかつたものである場合には、その新株主が失権によつてこゝろに損失は、直接の譲渡人に對し求償をなし得、逐次指定時株主までこの求償を及ぼさしめるといふことあります。指定時の株主はいかなる場合にも求償権は認められておりませ

次に再建整備中の金融機關が解散した場合の措置に關する部分であります。再建整備法により整備中の金融機關が解散した場合は、再建整備の整理と清算措置との調整をいかにするかといふことについて問題を生ずるので、その調整に關し大要次のように措置したのであります。まず解散金融機關の清算人の作成する財産目録及び貸借対照表並びに債権者に對する債權の申出の催告は、新勘定に屬するものだけに限定して、舊勘定については清算措置をとらないことといたします。

次に新勘定に屬する債務の辨濟は、舊勘定の再建整備による最終處理が完了するまで停止し、最終處理完了後に一般原則による清算措置を進行せしめることといたしましたのであります。

なお最終に、未拂込資本金の徴収に關する部分はすでに施行せられていた企業整備法に基き特別經理會社の未拂込資本金の徴収に關する規定と同一の原則によつたものであることを附言いたします。

以上本案の内容の概要につき御説明申し上げた次第であります。何とぞ御

審議の上、速やかに御贊成あらんことを切望いたします。

次に補助貨幣償還等取締法案及び引き入紙製造取締法案につきまして、その提案の理由を説明いたします。

昭和十五年大藏省令第四十號は、地金として販賣し、または使用する目的をもつて補助貨幣を蒐集、鑄改または毀傷することを得ない旨及びこれに違反した者は懲役または罰金に處する旨を規定しており、また明治二十年勅令第三十六號引き入紙製造取締規則は、文學書類をすき入れた紙を製造する者には見本を提出することを命ずるとともに、紙幣、兌換銀行券、公債證書、大藏省證券、その他政府發行の證券にすき入れてある文字書體と同じ文學書體をすき入れた紙、あるいは同じでなくとも、すき入れを行つた紙、いわゆる異字を製造したりすることを禁じ、これに違反する者は罰金に處する旨を規定してあります。ところがこれらの罰則を委任した根拠法であるところの明治二十三年法律第八十四號命令の條項違反に關する罰則に關する法律は、昭和二十二年四月法律第七十二號第三條によつて廢止せられたのであります。しかるに省令については昭和二十二年四月法律第六十九號、行政官廳法であります。第六條第三項に於いて、また政令については憲法第七十三條第六號において、いずれも法律の委任がある場合でなければ罰則を設けてはならない旨を明定してあり、他方昭和二十二年法律第七十二號第一條は、日本國憲法施行の際、現に效力を有する命令の規定で法律をもつて規定すべき事項を規定するものは、昭和二十二年十二月末日まで法律と同一の效力を

有することを規定しておりますので、結局昭和十五年大藏省令第四十號及び明治二十年勅令第三十六號は、ともに本年末日までは法律と同一の效力を有するが、それ以後は失効することになります。しかるに右の省令及び勅令によつて取締つてゐる事項は、今後も引き続き取締る必要がありまゝで、この際取締の範圍及び罰則につき、最近の他の取締法規との關係及び輕重を勘案して多少の修正を加え、新たに法律を制定することとした次第であります。

以上につき御説明申し上げたわけでありまして、四件につきまして、何とぞ速やかに御協賛を與えられんことを切望いたします。

○川合委員 先ほどのタバコの値上の問題を繼續して……

○中崎委員長代理 その問題については、あとで周東君からも御質問があるやうですから、簡単に願ひます。

○川合委員 先ほどの質疑を續行いたしました。

今回の大幅の値上によりまして、私今一番おそれるのは、やみタバコが非常に旺盛になつて、そのためにかえつて専賣益金の増収が所期の通り得られぬかどうかという點と、併せてやみタバコの取締りを今後強化する必要があるかどうか、これらに對して大藏當局の考え方、これらに對して大藏當局はいかかるとを考へておられるかといふことと、もう一つはこれは非常に大きな問題であり、またわれわれとしてほかに代るべき代案も實はないといふタバコの配給量が男が五十本、女が五十本というように決定したと新聞は報じておるやうであります。これは事實

だらうと思ひますが、しかしいかに憲法上、男女平等が保障されておつても、このタバコの配給方法というものは日本の現状から、また過去の日本の喫煙といふやうなひとつの習慣からみて懸念の感があると思ひますが、他に各案がなかつたかどうかといふ點について、政府の所見を伺ひたい。これをもつて私の質問を打ち切ります。

○小坂政府委員 第一點であります。やみタバコがタバコの大値上によりまして發生するのではないかと御懸念は、まことにごもつとも思ひます。一體できておりますタバコをやみで賣ります方法と、やみによつて製造する方法と二つ考へられます。殊に後者の點について相當に警戒を要するものぢやないかと思ひるのであります。これは國全體の治安維持能力とも關係がありますが、極力防止するやうに最善の措置をせよ、の方面と連絡してとるやうに考へております。第一點の製造されておる現場からタバコを持出してそれをやみに賣るとか、あるいは配給を受けた人がそれをやみで賣るとかといったやうな問題につきまして、實は最近行政機構の人員の増加が問題になつておりますが、タバコに關しましては、タバコの監視員がずつと減員になつておりますので、監視要員を各所に設けて十分この取締りの萬全を期すること、さらに相互監視を申しますか、専賣局の工場内部に相互に労働組合等の力を借りまして、不正の行われぬやうに監視をする機構を確立する、これらを實は先月から實施させることにいたしましたので、その緒についておるわけでありまして、それから後段の點であります。

これは日本においでまだ女子の喫煙は一般的な慣習になつておらないように思ひのであります。大體男は十人おれば九人まではタバコをのみます。女の場合はむしろその逆ではないかと考へておるのであります。この點は新憲法の十四條に規定しております男女の平等といふ問題とも關連があらまゝので、今回五十本同数の措置としたわけでありまして、のまじり方にこの貴重なるタバコを配給することは、またそれから新しい問題を派生させる、すなわち横流し等の根源になるとも考へられますので、適當な品物の見送しがつき次第、配給を辭退される人に對して代用品をもつて配給し、そうして得たタバコは他の適當な方面に供給するやうな措置をとりたいと考へておるわけでありまして、とりあへずは五十本五十本を新しい憲法を尊重いたしましてとることにしたわけでありま

○周東委員 追加豫算の關係につきましては、いざれば税法關係がこの委員會にかかつておる際にお尋ねしたいと思つておりますが、タバコ値上に關して私は今の川合君の御質問と關連して一、二お尋ねし、意見を申し上げたいと思ひます。川合君のタバコの専賣益金の収入が、税の非常な割合を占めることになつてきつて今日、ともあれ値上に關しては國會の事前審議をされるか、あるいはお話をされるべきぢやないか。進んでは法律をもつてやればよいのではないかと御意見を伺ひたいは私も賛成するものであります。殊に今度の追加豫算の御説明を承りますと、今度の税収入の六百何億の中には自然増加による収入が約三分の二

を占めておるようであります。税率の改正と非戦災家屋税等による収入はごくわずかな額になっております。しかもその税率の改正及び非戦災家屋税等の増額よりも、今度とられんとするタバコ値上による専賣益金の方が相當多い形になっております。こういう形になりますと、川合君も御指摘になりましたように、私も今日直接税の取り方は行き詰つておるのではないかと、大きく間接税に變つていかねばならぬという時代、そこにまた過渡期として政府の非常な苦しい立場はよくわかりますが、やむなく今日の危機を突破するためにタバコにかつていかなければならぬという事情はよくわかりますが、それだけに何とか事前に國會に對してもう少し手を打つ途があつたんじゃないか。殊に私どもが遺憾に思いますのは十月十六日案というのが新聞に出ました。その時政府の支出は大體八百二十五億に止めるという案が新聞に漏れておりました。その當時は大體ビース、コロナは三十五圓、ところがいろいろ折衝したところどうもいかに八、百七十億にするという案が十八日の新聞に出てきた。そしてA案を採用するか、B案を採用するか八百二十五億にするか八百七十億にするかというところになつておつたとき、もしもB案をとるときにはビース、コロナは四十圓にするという話だつた。それがだん／＼變つてきて、いよいよ九百二十五億の歳出をやむなくされたときにおいてはビース、コロナは五十圓にするという形であつた。私はそれらの経過については十分想像もつきませんが、御苦心の點は察します。それだけに歳出が變化するに従つて二十五圓にしたらよからう、四十

圓にしてもよからう、あるいは五十圓にしてもよいというふうな空気が國民に與える影響は非常に悪いと思ふ。おそらく三十五圓のところから五十圓にビース、コロナをされるべき質の變更があるとも考えられぬ。ともすると政府はインフレを防止しなければならぬと言われておるながら、同じものを歳出の關係からやむなくとはいへ三十五圓にしてもいいし、四十圓にしてもいいし、五十圓にしてもいいという感じを一般に與えるとなれば、それだけびんびんものを上げていいという感じを國民に與へることは非常に慎まなければならぬ點だろふと思ふ。歳入歳出を苦心しておきめになる點はよくわかりますが、それだけに新聞の取扱ひ等に御用心なさらぬと、同じものが三十五圓となり、四十圓となり、五十圓となるというふうでは困つた問題だと思ふ。これは別に御質問いたしたいが、そういうふうには經過的にタバコの値上げを三十五圓にしようか、四十圓にしようか、五十圓にしようかというときは、私は重大な歳入の面でありますから、やはり秘密會をお開きになつてもいいから、國會にも御諮問になつて、どうしたらいいかというのを國民とともに審議していくのが今日の時代じやないか、私はいはずれ豫算のときにお伺ひしたいが、政府に對して質問というよりも、むしろ今日の現状において日本が非常に財政的に危機に立つておる。ああいうふうには計数的には歳入歳出が辻褄が合いましたけれども、非常に心配しているのは歳入の面である。おそらく大藏事務當局においても御心配の點だろふと思ふ。そういう際に國民とともに心配の點を御相談にな

るのがいいじやないか。私は川合君の御質問もそういう意味において御もつともだと思ふ。先ほどの御答辭によりますと、きめられておるうちに財政金融委員會が開かれておらなかつたからどうもしようがなかつたとおつしやいますけれども、先ほども申し上げますように、三十五圓にするか、四十圓にするか、五十圓にするかという段階的に御苦心のあるその経過の途中において、財政金融委員會は度々開かれておりますし、またそういう場合ならば積極的に開會を要求なさつても、私は國民とともにこれをどうするかという話をしなれることがしかるべきじやないか、かように考えますが、重ねて御答辭願ひたい。

○小坂政府委員 周東さんからいろいろ御注意をいただきましたが、私もまつたくあなたと同様に考えておるのであります。順を追つて申し上げたいと思ひますが、今日のわれ／＼の立場というものには御意見のように考えるのであります。その場合におきましてやむを得ない措置もとらなければならぬと思ひます。御承願したいと思ふのであります。まず第一に租税の自然増収が非常に殖えておつて、新しい税源による税金が非常に微々たる割合しか占めておらぬのじやないかという御指摘であります。その通りであります。これは何によつてそういうことになるかと申しますと、まず第一線の徴税機構が非常に弱体化しておつて、新しい税源を特に見つけてみて、これが十分にこなせていくかどうかという點に非常に疑義があるものであります。さらにこの税金の考え方といた

しまして、租税體系はできるだけ簡單なものがない、簡單なものを克明に追つていく、そしてたとえば新税について大幅に徴税するにつきましたも、特にインフレ所得者税というものを設けなくとも、一般の所得税の税率を改正して、それによつてやつていけば、それを克明にとつていけば、儲けの多い者からたくさん税がとれるのだからというシンプルなたストリート・ホアワの下な税制がいいのじやないかというのを考えておりますために、自然増収というものが非常に大きいはいつてくるようになる點を御承知願ひたいと思ひます。

それから次にタバコの問題に關してであります。これはまつたく御同意であります。同一の製品が時々刻々動くということは、政府が一方的に政府の獨占價格をそのときによつて變動させるというところは、國民心理に與へます影響もごもつともあります。きわめて戒心すべき事項だと考えます。しかしながらわれ／＼がなぜこう變つたかというところ、先に高い値段を出してしまえばおそろく變らなかつたてありまして、おそろく變らなかつたては極力値を上げたくなかつたこと、できるだけ安く／＼といたしたた

めは、周囲の情勢がそれを許さなかつたのだん／＼高くなつてきたよな次第であります。實は十六日にきまつたときは、もうこれで實はきまつたと考へておつた。しかし翻つて考へてみますと、日本の今當面しております時期というものは、きわめて重要な時期でありまして、日本が敗戦後二箇年にしてようやく財政的に立直つて收支の均衡を得た豫算ができたということ

は、日本の内外に對する信用を堅持する上に非常に必要であるということがいよいよ明瞭となつて來ました。このことをするために、はるばるの料金を上げるとか、あるいは鐵道の料金を上げるとかしまして、そのおの／＼の特別會計においても收支を合わせるということが必要なのであります。この際タバコも値上した。鐵道も値上した。遞信も上つた。これは國民に對する影響もあつたので、タバコに値をよせるような結果になつたわけでありまして、その経過につきまして一々當委員會におきまして御意見を伺うのが至當と私は考へるのであります。その當時といつても、案そのものが、どうもはなはだ情ない話でございますが、私は十分な自信をもつておるわけでは、きよは／＼と思つておるうちに、遅くなりまして、このことについては實は委員長ではどうしたらよしいかというところでありまして、御相談をいたしておつたのであります。今申しましたよな事情で一日延して延してまいりました。どう／＼決定して各黨の政務調査會の方にお願ひするよなことになりまして、われ／＼のつた態度を決して最善とは考へておりません。われわれの行届かぬ點は十分にお叱りおきを願ひまして、今後は正したいと思つております。事情を御説明させていただきますと、そんな経過なのでございませう。どうかひとつ御了承を願ひたいのであります。

○周東委員 今の御答辭で事情はよくわかりませんが、ただこの點のお答は、私の申し上げた點と距離を置くように思ひます。私は新税をなるとだけ

とれと申したのではない。私は新税または税率改正によつて、考へておる収入よりも自然増収による収入が非常に多くて、しかも新税または税率改正によるところの収入の額というものは、タバコ専賣益金の収入よりも少い。それからタバコ益金の方が非常に大きなものになつておる現状から言へば、どうしても國會等にお諮りになるがよろうと申すことを申し上げたのである。私はいづれ後に税制一般について御質問するときに、新税の方が少く自然増収が多いというその無理な自然増収ということをおこにあけて來なかつたことにはわかりませんが、ここに収入の面において脆弱性があるということは後に質問したいと思ひます。さきに申しましたように新税なり、税率改正による収入の方がはるかにいいと言ひますが、タバコ益金の収入よりも少く多い、こゝういふ現在では川合君が言われるように、やはり國會等にお諮りになることが適當ではないかということをおし上げたわけでありませう。もう一つは今後の豫算について、タバコについても、それが適當が相談していただきたいということをおし上げたのではなくて、三十五圓、四十圓、四十五圓、五十圓というように、どうでもいゝようなかつこゝうに見られることが、國民の心理上悪いのではないか、こゝういふ問題の取扱ひ方については、あまりこま／＼となさるゝ方がいいのじやないかということをおしる御注意申し上げたわけでありませう。そうせぬと、同じものが三十五圓でもいゝ、四十圓でもいゝ、四十五圓でもいゝ、五十圓でもいゝ、こゝういふことは、悪性インフレーションといひます。

か、國民に與える心理状態が違つてくる。悪い心理を與える。政府の方でもやつておるのだから、おれたちの方でも、同じものを百圓で賣つても五百圓で賣つてもかまわぬということになつて、そゝういふ點で悪い心理を及ぼす。そゝういふ點は慎重になさつていただければということをおし上げたのでありませう。

○小坂政府委員 まことに御注意の點は結構で、了承いたします。われ／＼といたしまして強いて發表したわけではなく、タバコの値段について大蔵省は何も申しません。大蔵省の筋から出たものではないということをお承知願ひたい。それからタバコ値上によつて非常に一般の大衆に御迷惑をかけておる點は非常に恐縮に思つておりますが、本豫算の赤字も四十八億も埋めまして、相當バランスシートをとつた豫算が組み得たといふ、ほんとうの豫算ができたといふことで御了承願ひたいと思ひます。タバコにつきましては耐乏の生活といふ趣旨から、できるだけこの際忍びがたきを忍んで、困苦な道を切り開いて早く安定した經濟を與へるようになつたといふ念願にはかなりませぬから、どうぞ周東さんにおかれましては、この趣旨を十分國民各位に御徹底願ひますようお願いいたします。

○中崎委員長代理 本日はこれにて散會いたします。

午後零時三十八分散會

昭和二十三年一月六日印刷

昭和二十三年一月七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第十六号)

(六九〇)